

尾張旭市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和2年11月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博樹

尾張旭市監査委員 篠田一彦

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

消防本部（消防総務課、予防課、消防署）

3 監査の期間

令和2年9月25日から令和2年10月29日まで

4 監査の方法

令和2年度（令和2年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

消防団員用活動服の購入伺いにおいて、当該支出予定額が記載されていない。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約としているので、尾張旭市契約規則第25条により80万円以下と推測できるが、30万円を超えた場合、決裁規程により部長の専決事項となるため、支出予定額の記載が必要となる。（消防総務課）

7 要望事項

今後における効率的、効果的な事務の執行等に資するため、次のとおり要望する。

婦人消防クラブの活動において、防火意識を持続させるためにも、適宜アンケートを行うなど、クラブ員の意見を継続して収集できる仕組み作りを要望する。（予防課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

市民生活部（市民活動課、市民課、産業課、環境課）

3 監査の期間

令和2年9月25日から令和2年10月29日まで

4 監査の方法

令和2年度（令和2年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

尾張旭市自治会等活動促進助成金交付要綱において、附則中に失効規定を定めているが、当該要綱には、額の確定後の助成金の交付請求や返還の規定が定められていることからも、附則には、失効に伴う経過措置についても規定する必要がある。（市民活動課）